

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
会議名 (審議会等名)	令和4年度 第1回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	令和4年10月21日(金) 13:30~14:30		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 第3-1会議室		
傍聴の可否	○可	・ 不可	・ 一部不可
	傍聴者数	なし	
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委 員	北川委員、尾形委員、中尾委員、重松委員(代理出席)、藤田委員、松本委員、山口委員、大曲委員	
	事務局	市長、建設部長、環境下水道課長、環境下水道課副課長 環境下水道課主任、環境下水道課主査	
	その他		
会議の議題	会長、副会長の選出、上半期業務状況の報告について、 条例改正(令和5年4月施行)について		
配布資料	会議レジュメ、下水道事業業務状況説明書(令和4年度上半期)、嬉野市下水道条例新旧対照表		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議題	(1) 会長、副会長の選出 (2) 上半期業務状況の報告について (3) 条例改正 (令和5年4月施行) について		
内容	下記のとおり		
審議経過	<p><b>(1) 会長、副会長の選出</b></p> <p>事務局 嬉野市下水道審議会条例第5条第2項に「会長は、会務を総理し、会議の議長となる。」となっております。現在、会長及び副会長が不在のため、決まるまでの間、建設部長の井上が仮議長を務めさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>部長 (仮議長) それでは会長、副会長が決まります間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>委員 なし</p> <p>部長 (仮議長) 事務局から案はありますか。</p> <p>事務局 事務局としましては、あらかじめお願いをしてご承認いただいた委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>部長 (仮議長) 会長には、下水道審議会委員を継続してお引き受けいただき、また、行政嘱託員として地域でご活躍されている北川委員をお願いしております。また、副会長には嬉野市役所建設部に長年在席され、インフラ業務に知見があられる中尾委員に副会長をお願いしております。</p> <p>委員 なし。</p> <p>部長 (仮議長) それでは、意見等ないようですので、会長を北川委員に、副会長を中尾委員をお願いしたいと思います。</p> <p>委員 皆さま、拍手をもって承認をお願いいたします。</p> <p>委員 拍手 【承認】</p>		

部長 (仮議長)	ありがとうございます。会長及び副会長が選出されましたので、会長に議長をお願いして、仮議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	それでは、北川委員は会長席へお移りください。 嬉野市下水道審議会条例第5条第2項により会長が議長を務めることになっていきますので、会長に議題2より議事進行をお願いいたします。
	<b>(2) 上半期業務状況の報告について</b>
事務局	令和4年度嬉野市下水道事業上半期業務状況の報告について説明
委員	企業会計は今年からか。
事務局	今年からです。
委員	出向になるのか。
事務局	出向辞令を受けています。
委員	建設改良費の執行率14.3%だが、期末には100%になるのか。
事務局	現在、水道のインフラ工事があっており、業者が忙しく入札しても不調不落になることがありました。そのため工事に遅れが生じており、繰越になる可能性があります。市営浄化槽設置基数も80基を目標にしているが、現時点では難しい見込みです。
委員	業者が忙しくて進まないということか。
事務局	公共下水道事業については、不調不落が続いていましたが先日の入札で落札されました。年度内に完了か繰越の可能性もあります。 市営浄化槽は、申請件数自体が少ない状況です。業者と協調して加入促進を行い、汲取り等からの転換を図っていきます。
委員	浄化槽の広報が市民に伝わっているのか。環境衛生面でもメリットがあるという啓発を行っているのか。
事務局	4月に市報でPRを行っています。汲取りや単独浄化槽のご家庭に維持業者さんのほうから周知活動をしていただいています。
委員	公共下水道や農業集落排水地区以外の地区には、積極的にPRをしてもらいたい。若い方の定住促進にもつながると思う。
事務局	し尿汲取りの業者からもご家庭にチラシを配布して、加入促進を図っています。しかし、なかには高齢世帯で市営浄化槽事業への転換の費用の捻出が難しいご家庭もあります。
委員	新築や建て替えの際に市営浄化槽への転換はされているのか。
事務局	公共下水道や農業集落排水地区については接続され、その他の地区については、市営浄化槽を設置されています。
委員	昔の家屋で土地が狭かったり、土地の相続の関係で整理がつかず市営浄化槽を設置したいができないご家庭もあると思う。相続問題が片付かないと設置はできないのか。
事務局	他人の土地に市の浄化槽をいれることとなります。

	<p>現行制度では、契約をする際に所有者の問題がでてくる状況です。</p>
	<p><b>(3) 条例改正（令和5年4月施行）について</b></p>
事務局	<p>12月定例会に提案予定である条例改正（令和5年4月施行）の内容を説明</p>
委員	<p>内容：使用料の端数処理を10円未満切捨から1円未満切捨に改正 主婦の目からいくと費用増になる。説明は、2市町だけが10円未満になっているという点を強調したほうがいいと思う。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
	<p><b>(4) その他・・・議題外</b></p>
事務局	<p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用して公共下水道事業と市営浄化槽事業を行っています。令和4年度で公共下水道の整備完了予定のため、3月の審議会で報告予定です。</p>
委員	<p>収納率についてお尋ねしたい。 また、公共下水道事業については国税徴収法に基づき強制徴収ができるが、農業集落排水事業や市営浄化槽事業についてはそうではなかった記憶がある。現在もそうなのか。</p>
事務局	<p>公共下水道は下水道法のため強制徴収債権、農業集落排水事業と市営浄化槽事業については浄化槽法のため非強制徴収債権となっています。法が違い、地方自治法に規定されているかどうかで強制執行できるか催促や訴えの提起を行って差し押え命令となるかの違いがあります。 収納率については、99.5%程度です。佐賀西部広域水道企業団へ徴収委託を行い水道料と一緒に徴収するようになってから0.5%改善しました。今後も企業団と連携し、収納率100%を目指してまいります。</p>
委員	<p>五町田・谷所地区で汚泥堆肥化をしているが、資源の再利用を国や県とも交渉をして進めてほしい。</p>
事務局	<p>8月に県とJAの方に来ていただきました。増産の話がでましたが汚泥量で決まるため難しい状況であります。公共下水道や市営浄化槽、汲取りについては、搬出先でそれぞれ肥料や資材に活用されております。</p>